

食 品 安 全 委 員 会 第 198 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 7 月 12 日 (木) 14:00 ~ 14:46

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全基本法第 2 4 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 農薬 ピリダリル (ポジティブリスト制度関連)

(厚生労働省からの説明)

(2) 動物用医薬品調査会における審議状況について

・ 動物用医薬品 4 品目に関する意見・情報の募集について

フロルフェニコール

フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤 (ニューフロール)

フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤 (フロロコール 2 0 0 注射液) 及び豚の注射剤 (フロロコール 1 0 0 注射液)

豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン (インゲルバック P R R S 生ワクチン)

(3) 食品安全基本法第 2 4 条に基づく委員会の意見の聴取について

・ 遺伝子組換え食品 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統 (食品) に係る食品健康影響評価について

・ 遺伝子組換え食品等 プロテアーゼに係る食品健康影響評価について

(4) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成 1 9 年度評価依頼予定物質について (報告)

(5) 食品安全モニターからの報告 (平成 1 9 年 5 月分) について

(6) その他

4 . 出席者

(委員)

小泉委員長代理、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 国枝基準審査課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 — 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「ピリダリル」の食品安全基本法第 2 4 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について

資料 2 - 1 動物用医薬品専門調査会における審議状況について<フロルフェニコール>

資料 2 - 2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について<フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)>

資料 2 - 3 動物用医薬品専門調査会における審議状況について<フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール 2 0 0 注射液)及び豚の注射剤(フロロコール 1 0 0 注射液)>

資料 2 - 4 動物用医薬品専門調査会における審議状況について<豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバック P R R S 生ワクチン)>

資料 3 - 1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統>

資料 3 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<プロテアーゼ>

資料 4 平成 1 9 年度食品健康影響評価依頼予定物質について

資料 5 食品安全モニターからの報告(平成 1 9 年 5 月分)について

6 . 議事内容

○小泉委員長代理 それでは、2 時になりましたので食品安全委員会第 198 回会合を始めさせていただきます。

本日は 6 名の委員が出席です。本日は、見上委員長が海外出張で欠席されておりますの

で、委員長代理である私が代わって司会進行を務めさせていただきます。

また、役職が変わりましたが、厚生労働省から國枝基準審査課長に御出席いただいております。

先日、事務局で幹部の人事異動がございまして、その件につきまして、事務局から紹介をお願いいたします。

○齊藤事務局長 事務局の異動につきまして、御紹介いたします。

7月6日付けで、評価課長が國枝から北條に替わりましたので、御紹介いたします。

○北條評価課長 北條でございます。よろしくお願いいたします。

○齊藤事務局長 同じく7月6日付けで、勧告広報課長が吉岡から西村となっております。よろしくお願いいたします。

○西村勧告広報課長 西村です。よろしくお願いいたします。

○齊藤事務局長 7月10日付けで、リスクコミュニケーション官が、永田から小平に替わりましたので、併せて御紹介させていただきます。

○小平リスクコミュニケーション官 小平でございます。よろしくお願いいたします。

○小泉委員長代理 それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に食品安全委員会第198回会合議事次第がございますので、御覧ください。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は10点ございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料1-2。

資料2-1から2-4までが「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料3-1及び3-2が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料4が「平成19年度食品健康影響評価依頼予定物質について」。

資料5が「食品安全モニターからの報告（平成19年5月分）について」でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

なければ、議題に入らせていただきます。

「（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」及び「（4）食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質について（報告）」でございます。

議題（1）につきましては、資料1-1にありますように、厚生労働大臣から7月10

日付けで農薬ピリダリルについて食品健康影響評価の要請がありました。

議題（４）につきましては、議題（１）の評価依頼物質農薬ピリダリルが、当初、平成 19 年度食品健康影響評価依頼予定物質になかったのですが、今回、評価依頼物質に追加されるとのことですので、議題（１）に引き続きまして、報告をしていただきたいと思います。

それでは、厚生労働省の國枝基準審査課長より説明がありますので、よろしくお願いいたします。

○國枝基準審査課長　７月６日付けで基準審査課長になりました國枝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料１－２と資料４に基づきまして、御説明を差し上げたいと思います。

まず、資料１－２でございますが、本日お願いいたしますものは、農薬のピリダリルになります。

めくっていただきまして「１．経緯」でございますが、ピリダリルにつきましては、本年 6 月 13 日付けの農薬取締法に基づく適用拡大ということで、キュウリ、アスパラガスなどへの申請がございました。これに伴う食品健康影響評価を依頼するものでございます。

また、ピリダリルにつきましては、既にポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されてあるということで、これに関連する 24 条 2 項に基づく食品健康影響評価依頼も併せてさせていただくものでございます。

「２．評価依頼物質の概要」ですけれども、本薬は殺虫剤ということで、ばれいしょ、リーフレタス、アスパラガスなどへの適用申請がなされているものです。

JMPR における毒性評価はなされておられません。

ポジティブリスト制度導入に際しましては、食品分類の再構築などということで、具体的に適用がないものについては、一律基準ということで 0.01ppm という値があるわけですが、これについては、分析法の定量限界が 0.02 ということで、0.02 というのがポジティブリストという形で、適用のない作物等に設定がされております。こういうものでございます。

「３．今後の方向」といたしましては、食品安全委員会での食品健康影響評価を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において食品中の残留農薬の基準等について検討することとしております。

資料４を御覧いただきたいと思います。「平成 19 年度食品健康影響評価依頼予定物質について」ということで、これについては、本年 1 月に一度お願いをしております、これ

について4月に若干修正をさせていただいておったわけですが、今回ピリダリルが入ってきたということで、新たに追加をさせていただくものでございます。

1月の段階では、146物質をお願いしていたわけですが、今年4月に18年度にできなかったものの59物質と、追加ということで2品目ほど追加させていただきまして、今回、更に1品目になりますので、今年度は計208物質になります。

めくっていただきますと「別添」とございますが、これが今回も含めて3回の通知を併せたものでございまして、1番から、最後のページになりますけれども208番までがトータルになります。

「追加等」になりますが、平成18年度行うことができなかったものがキャリーオーバーということになります。

12番と37番は4月の段階で一度追加になっているものでございまして、今回は125番が新たに追加となったものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○小泉委員長代理　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見あるいは御質問ございせんでしょうか。長尾委員、どうぞ。

○長尾委員　資料4を見てみると、外国では評価されていないということなんですか。

○國枝基準審査課長　これについては、リファレンスされています米国、カナダ、オーストラリア、EU、ニュージーランドにおいては、基準値が設定されておりませんし、また、JMPRなどでもされていないということで、先ほどお話ししましたように、既に設定されている適用作物以外のものは、通常ですと、一律基準の0.01がかかるんですが、実際にはそこまで分析できないということで0.02になりますので、通常であれば0.01が適用される部分が全部0.02という形でポジティブリストの適用作物のところに設定される形になったということです。

○長尾委員　ありがとうございました。

○小泉委員長代理　よろしいでしょうか。

資料1-1の参考8のところを見ていただきますと、真ん中からちょっと下、3分の1ぐらいのところに「農薬　ピリダリル」と書いてあります。ということは、これは以前に私ども食品安全委員会で一度審議、評価されているものだと考えてよろしいわけですね。平成16年1月15日、厚労省から農薬ピリダリルと書いてあります。同じものだと思います。

○ 國枝基準審査課長 失礼いたしました。これにつきましては、平成 17 年 7 月 28 日付けで食品健康影響評価の通知が出ておりますので、今回は再度ということになります。

○ 小泉委員長代理 先ほど説明された適用拡大だと考えてよろしいわけですね。

○ 國枝基準審査課長 そうです。適用拡大です。

○ 小泉委員長代理 分かりました。

外にございませんか。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について」でございます。動物用医薬品 4 品目につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。事務局から御説明をお願いいたします。

○ 北條評価課長 それでは、資料に基づきまして、御説明させていただきます。

なお、4 品目のうち、最初の 3 つでございますけれども、いずれもフロルフェニコールあるいはフロルフェニコールを含有いたします製剤についての評価でございますので、この 3 つにつきまして、一体的に御説明をさせていただきます。

に書いてございますニューフロールは、に書いてございますフロロコール 200、フロロコール 100 の新投与経路医薬品として新たに承認申請が出されたもので、これに基づく評価でございます。

また、のフロロコールの 200、100 の注射液につきましては、再審査の申請に伴う評価ということでございます。

まず、資料 2 - 1 の方から御説明させていただきます。

評価書案の 2 ページを御覧ください。「審議の経緯」でございますが、平成 17 年 3 月 11 日付けで農林水産大臣から食品健康影響評価についての要請がございました。これは先ほどのフロロコール 200 とフロロコール 100 注射液の再審査の申請に伴う評価の要請でございます。

同年 9 月 13 日に、厚生労働大臣からも評価についての要請がございました。

さらに平成 18 年 7 月 18 日につきましては、第 24 条の 2 項関連ということでの要請がなされているところでございます。

ニューフロールの方は新投与経路系の医薬品になりますけれども、こちらの輸入承認申請に伴いまして、平成 19 年 1 月 12 日に農林水産大臣の方から、評価についての要請がございました。

これらの評価要請に対しまして、食品安全委員会の方では動物用医薬品専門調査会にお

きまして、4回の審議が行われまして、今日提出させていただいております評価書案がまとめられたところでございます。

まず、フロルフェニコールの御説明をさせていただきます。

フロルフェニコールでございますけれども、これは広い抗菌スペクトルを用います合成抗菌剤であるということでございまして、評価に供した試験成績といたしましては、動物代謝・残留試験あるいは急性毒性、亜急性毒性等の一般毒性試験成績、発がん性試験、繁殖毒性及び催奇形性試験、並びに遺伝毒性試験、微生物学的影響に関する試験等の試験成績が提出されておりまして、これらにつきまして、評価が行われたわけでございます。

具体的な試験成績の内容と評価につきましては、4ページ以降にまとめられておりますが、要点につきまして、御紹介をさせていただきます。

10ページは「慢性毒性・発がん性試験」でございますが、慢性毒性試験につきましては、ラット、イヌを用いました52週間の慢性毒性試験成績が提出されております。この中で特にイヌを用いました試験によりまして、NOAELにつきましては1 mg/kg 体重/日が設定されているわけでございます。

発がん性試験につきましては、11ページにございますように、ラットとマウスを用いた2年間の発がん性試験の成績が提出されておりますが、いずれにつきましても、発がん性を示す、あるいはそういうものを疑わせる所見につきましては、認められておりません。

12ページは「(4) 繁殖毒性試験及び催奇形性試験」が提出されておりますが、いずれにしましても、催奇形性を疑う所見は認められていないという結果でございます。

13ページには「(5) 遺伝毒性試験」の成績が提出されております。in vitro 試験におきましては、一部染色体異常試験の中でCHO培養細胞を用いるものにつきまして、陽性が認められましたけれども、その他のin vitro 試験については、陰性という結果でありました。

in vivo 試験成績につきましては、すべて陰性という結果でございまして、全体的な判断からフロルフェニコールにつきましては、問題となる遺伝毒性を示さないものと考えられております。

15ページには「(7) 微生物学的影響に関する特殊試験」ということで、MICに関する試験成績が出されているところでございます。

特に のところでございますけれども、平成18年度の食品安全確保総合調査におきます調査で得られたMIC₅₀をベースに、17ページの「微生物学的影響のエンドポイントについて」は、VICHの算出式に基づきまして、0.012mg/kg 体重/日というADIが算出されている

ところでございます。

これらの提出されました試験成績をまとめまして、食品健康影響評価についてまとめたものが 16 ページの 3 以下に記載されております。

結論といたしましては、17 ページに書いてございますけれども、1 日摂取許容量、ADI の設定につきましては、52 週間の慢性毒性試験における NOAEL の 1 mg/kg 体重/日というデータがございます。この知見から ADI を設定するに当たっては、安全係数 100 を考慮いたしまして、毒性学的データからは ADI 0.01mg/kg 体重/日と設定されております。

最終的には先ほどの微生物学的影響の ADI でございます 0.012 と比較いたしまして、より厳しい方の慢性毒性試験の成績から得られました 0.01mg/kg 体重/日を本薬の ADI として採用することが適当であるという結論になっているところでございます。

なお、このものにつきましては、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があるということでございますが、今後、更に検討することになっているところでございます。

これがフロルフェニコール本体の食品健康影響評価の評価書案でございます。

続きまして、資料 2 - 2 でございます。これはフロルフェニコールを含有する製剤の食品健康影響評価でございます。

資料 2 - 2 の 3 ページを御覧いただきたいと思います。

なお「審議の経緯」等につきましては、先ほど御説明いたしましたので省略させていただきます。

ニューフロールという製剤でございますけれども、フロルフェニコールを主剤とする注射剤ということで、適応症につきましては、牛の細菌性肺炎、パスツレラ・マルトシダあるいはマンヘミア・ヘモリチカを有効菌種とする細菌性肺炎となっております。

「用法・用量は」先ほど申し上げましたように、頸部皮下に投与するということで、休薬期間は 40 日設定されております。

「その他」ですが、これは製剤でございますので、溶解剤、溶剤・防腐剤、溶剤が使用されているところでございます。

この剤の評価につきましては、4 ページの「4 . 食品健康影響評価について」に取りまとめられております。フロルフェニコールにつきましては、先ほど御説明したとおりでございますけれども、溶解剤あるいは溶剤・防腐剤につきましても、現在の使用状況、外国評価機関等及び休薬期間を考慮すると、これらの添加剤が食品を通してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えるという評価になっております。これがニューフロールの評価でございます。

資料 2 - 3 でございます。このものも「審議の経緯」については、省略をさせていただきます。

3 ページの「2 . フロロコール注射液について」を御覧いただきたいと思います。本剤につきましても、フロルフェニコールを有効成分とする注射剤でございまして、適応症は豚の胸膜肺炎あるいは牛の細菌性肺炎になっております。

「用法・用量」は、筋肉内注射というものでございまして、休薬期間はそれぞれ豚で 21 日、牛で 30 日ということで設定されております。

防腐剤といたしましては、パラオキシ安息香酸メチル、パラオキシ安息香酸プロピル。溶剤といたしまして、N - メチル - 2 ピロリドン及びマクロゴール 200 というものが使用されているところでございます。

この剤の食品健康影響評価についての取りまとめは、4 ページの 4 に記載がでございます。提出された資料の中で、新たな副作用報告であるとか、安全性を懸念される研究報告は認められていないということが報告されております。

防腐剤のパラオキシ安息香酸メチル等につきましても、添加量あるいは使用状況、休薬期間というものを考慮すると、これらの添加剤が食品を通しまして、ヒトの健康に影響を与える可能性については、無視できると考えられるということでございます。

また、溶剤の 2 つの成分につきましても、現在の使用状況あるいは外国評価機関の評価、休薬期間を考慮いたしますと、ヒトの健康に影響を与える可能性については無視できるであろうという御評価をいただいているところでございます。

なお、資料 2 - 2 と 2 - 3 の剤につきましても、やはり薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があるということでございますが、それについては、更に検討ということになっております。

資料 2 - 1 から 2 - 3 まではフロルフェニコール関係の評価書案でございます。

続きまして、資料 2 - 4 でございます。このものにつきましても、評価書案の 2 ページを御覧いただきたいと思います。

「審議の経緯」といたしましては、本年 4 月 20 日付けで農林水産大臣、厚生労働大臣から食品健康影響評価についての要請がございました。このものにつきましても、動物用医薬品専門調査会におきまして 1 回審議が行われまして、今回、当委員会の方に報告させていただくものでございます。

内容につきましては、この資料の 4 ページの 2 を御覧いただきたいと思います。「2 . インゲルバック PRRS 生ワクチンについて」ということでございまして「主剤」。有効

成分といたしましては、米国で分離、継代して弱毒化された、豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）ウイルス MA - 104 培養細胞順化株であるというところでございます。

「 効能・効果 」は、PRRS ウイルス感染による子豚の生産阻害の軽減を目的とするところでございます。

「 用法・用量 」につきましては、ここに記載のとおり、筋肉内に注射をするということです。

保存剤としては、ネオマイシンというものが使用されているところでございます。

なお、ちょっと前後して恐縮でございました。この薬剤につきましては、再審査に伴う食品健康影響評価の要請でございます。

結論といたしましては、5 ページの 4 に記載されているところでございますけれども、食品を通じてヒトの健康に与える影響の可能性は無視できると考えられるという結論をいただいているところでございます。

以上が資料 2 - 1 から 2 - 4 までの説明でございます。

○小泉委員長代理 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問ございませんか。本間委員、どうぞ。

○本間委員 この開発は、ほとんどが外国でやられたということでございますね。

○北條評価課長 はい。

○本間委員 そうすると、データはそちらの方の会社のデータになるわけですか。

○北條評価課長 外国のメーカーのものです。

○小泉委員長代理 よろしいですか。外にございませんか。

○本間委員 こういうものは、特許とか、そういうものはまだ存在しているんですか。

○北條評価課長 企業の方では、まだ保有していると思います。

○本間委員 分かりました。

○小泉委員長代理 よろしいですか。

少し私の方から質問させてください。資料 2 - 2 と 2 - 3 は、同じもので注射として使うということなんですが、添加剤の方が 2 - 3 には細かく溶剤など書かれているんですが、2 - 2 の方は皮下注射で行うとだけです。こちらは筋肉注射ということになっていますが、添加剤が皮下注射の方は書いていないんですが、同じものと考えてよろしいんでしょうか。

○北條評価課長 一部共通のものが入っておりますが、一部違っているものが入っております。

○小泉委員長代理 分かりました。

外にございませんか。

それでは、本４件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

それから、私不慣れなもので、飛ばしてしまったところがあります。ちょっと前に戻りまして、先ほどの農薬ピリダリルなんです、この件につきましては、評価要請がきておりますので、農薬専門調査会で審議することにいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「（３）食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。遺伝子組換え食品等２品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

まず初めに、遺伝子組換え食品チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統食品につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○北條評価課長 それでは、資料３－１に基づいて御説明をさせていただきます。

評価書の１ページを御覧いただきたいと思いますが、そこに「審議の経緯」が書かれています。本品目につきましては、平成１８年９月に厚生労働大臣から遺伝子組換え食品の安全性確認に係る食品健康影響評価についての要請がございました。委員会の中では、遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、３回の御審議をいただきまして、第１９３回の当委員会で報告がなされ、その後６月７日から７月６日まで国民からの意見・情報の募集が行われたものでございます。

このものでございますけれども、基本的にはチョウ目の害虫を防除する、あるいは除草剤グルホシネートの影響を受けずに生育することができる、こういうことを目的といたしまして、それぞれ対応する遺伝子を導入して作製されたトウモロコシでございます。

調査会における審議につきましては、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されたということで、評価書案がまとめられて、意見あるいは情報の募集がなされたものでございます。

内容については、多分これまでにいろいろ説明があったと思いますので、最後のページを御覧いただきたいと思います。御意見・情報の募集の結果でございますけれども、最後の行に書いてございますように、期間中に御意見・情報はなかったというところでございます。

なお、上の方に「参考」として、変更点について記載されておりますけれども、これにつきましては、その後、情報の募集期間中に事務方の方で、資料につきまして再チェック

をいたしまして、文言の修正を若干加えさせていただいたものでございます。当然、内容につきましては、変わらないということでございます。

以上でございます。

- 小泉委員長代理 1つずつやりますか。もう一つもお願いいたします。
- 北條評価課長 資料3 - 2の方も続けてよろしいですか。
- 小泉委員長代理 はい。
- 北條評価課長 では、続けまして、資料3 - 2の方も御説明させていただきたいと思えます。

資料3 - 2の評価書1ページに「審議の経緯」が書かれております。平成19年1月29日に、先ほどと同じように厚生労働大臣から遺伝子組換え食品の安全性確保に係る食品健康影響評価についての要請がございました。食品安全委員会では、遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、2回の審議が行われまして、その結果を第193回の当委員会に報告させていただきまして、その後、6月7日から7月6日まで国民からの意見・情報の募集をさせていただいたものでございます。

このものでございますが、2ページの「要約」の「申請添加物の概要」に書かれてございますように、プロテアーゼは7か所のグルコアミラーゼをコードする遺伝子を欠失させまして、欠失させた箇所にプロテアーゼをコードする遺伝子を相同組換え法を用いて導入して得られた株を生産菌として製造されるプロテアーゼでございます。

「食品健康影響評価結果」といたしましては、安全性評価基準の第1章総則第3の中で、組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合というところで、基準の対象でないものに相当するという結論でございました。

これにつきましても、内容は省略させていただきまして、この資料の最後のページでございますけれども、御意見あるいは情報の募集の結果につきましては、期間中に御意見・情報は無いという結論でございます。

なお、先ほどと同じように「参考」のところに記載をさせていただきましたけれども、若干の文言の修正をさせていただいております。

以上でございます。

- 小泉委員長代理 ありがとうございます。

2つまとめてしまったんですが、この2つについて何か御質問、御意見ございませんか。ないようですので、最初の遺伝子組換えトウモロコシチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グル

ホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統につきましては、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断されたという結論にすること。

もう一つのプロテアーゼの方ですが、これに関しましては、GEP-44 由来のプロテアーゼにつきましては、遺伝組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）の第 1 章総則第 3 対象となる添加物及び目的のうち、組換え DNA 技術によって最終的に宿主に導入された DNA が、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物の DNA のみである場合に該当することから、本基準の対象でないと判断されるという 2 つの結論にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小泉委員長代理　ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「（５）食品安全モニターからの報告（平成 19 年 5 月分）について」でございます。事務局から報告をお願いいたします。

○西村勧告広報課長　それでは、資料 5 を見ていただきたいと思います。「食品安全モニターからの報告（平成 19 年 5 月分）について」です。

全部で 33 件ありました。

内容的には、１ページ目の上の方に書いてありますけれども、BSE 関係が 5 件、食品衛生管理関係が 8 件、この 8 件のほとんどが中国産の食品関係であります。食品表示関係が 5 件という内訳になっております。

以下 33 件全部だと大変なものですから、4 件に絞って、特に食品安全委員会がコメントするところを中心に御紹介させていただきたいと思っております。

まず、３ページに「２．リスクコミュニケーション関係」とありまして、四角の中に書いてありますけれども、マスメディアが根拠に乏しい情報を流せば、一般消費者はたやすく誤認してしまう。それを防ぐためには、システムづくりが必要と考えるという意見であります。

これに対しまして、食品安全委員会では、コメントの上から 2 行目ですけれども、適宜プレスリリースを行い、積極的に情報を提供しています。また、登録いただいた報道関係者に対しましては、プレスリリースの内容を電子メールで配信しております。

次の段落ですが、また、重要な案件については、会議等の終了後報道関係者に対して事後に要旨の説明を行い、正確な情報の提供に努めています。

その下ですが、更に報道関係者との間で懇談会を定期的を開催しています。

この外、ホームページを始め、季刊誌、パンフレット、メールマガジン等々の様々な媒体や機会を通じて、適切な情報の提供に努めています。

そして、一番最後ですけれども、今後とも適切な情報の発信が行われるように報道関係者との意思疎通に努めていきますということをコメントしたいと思っております。

続きまして5ページです。ここではBSEの関係で、5ページの一番上にあります「。米国产牛肉の輸入条件の緩和について」という御意見でございます。

それに対しましては、このページの下の方ですけれども「食品安全委員会からのコメント」の上段は省略しまして、第2パラグラフですが、日米両国政府によりこの輸入条件の見直しについては、まずは厚労省及び農水省で検討すべき課題あるいは問題であり、今後、米国側から条件緩和についての働きかけがある場合には、厚労省及び農水省において適切に対応することになります。

仮に、リスク管理機関から食品安全委員会に対して評価依頼が行われた場合には、国民の健康の保護の観点から、中立公正な立場で、科学的な知見に基づき、調査・審議を行っていきたいと考えておりますというコメントにしたいと思っております。

少し飛びまして、9ページ目です。ここではトランス脂肪酸を含む食品の摂取についてということで、マーガリンについても塩分のように1日何グラム以下に抑えろとか、ポテトチップスなどの加工食品もトランス脂肪酸の含有量を記載した方がよいのではないかという御意見でございます。

それに対しまして、本委員会及び厚労省からのコメントでありますけれども、かなり下の方にいきまして、現在、食品安全委員会ではファクトシートを作成し、その基本的な科学的知見を取りまとめて公表していますので、参考としてくださいとコメントしております。

一番最後ですが、いずれにいたしましても、脂肪全体量の摂り過ぎに注意し、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよく摂ることが大切ですよという言葉も書き添えてあります。

最後になりますが、13ページです。ここでは、上の方で「。中国製の土鍋から検出された鉛・カドミウムについて」。この人は、食品安全委員会は厚労省に対し販売された分に関する調査、原因の究明や、場合によっては回収の要請を行った方がいいのではないかという御意見であります。

これに対しまして、本委員会からは食品安全委員会はリスク管理機関からの諮問を受けて、食品の安全性について科学的なデータに基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うリスク評価機関です。

輸入食品の安全性確保については、従来からリスク管理機関である厚労省において、輸入時検査等の監視指導、輸入国政府との協議等を通じ、適切に対応しているところであり、食品安全委員会としても、引き続き状況の把握に努めてまいりますというコメントの案であります。

以上です。

○小泉委員長代理　ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対して、何か御意見ございませんでしょうか。畑江委員、どうぞ。

○畑江委員　今の御説明にはなかったんですが、8ページに「5．器具・容器包装関係」ということで「○ 食品容器の安全性について」とございます。これはスーパーの惣菜を入れる容器に、取扱いの注意書きを明記してほしいという御意見だったわけです。これは多分スーパーで惣菜を売っていて、包装材という言い方は変ですけども、包装材の代わりに薄いぺろぺろのパックに入れて持って帰ることを言っているんだと思いますけれども、容器には電子レンジ加熱することを想定している容器と、これみたいに加熱することはあまり想定していない容器、包装だけの容器があるので、何でも電子レンジで、それも必要以上の高温に加熱することはよくないことだということを消費者も少し判断した方がいいのではないかなと思います。

一つ一つ個別に何でも表示することになりますと、責任逃れという言い方は変ですけども、書くものがすごくたくさんになって、いちいち全部書くとなると、結局は価格にも波及するのではないかなと思います。

この場合にというわけではないんですけども、何でも書いてくださいというように消費者が要求することは、少し考えた方がいいのではないかなと思います。消費者にも少し自分で勉強するという態度も必要ではないかなと思うので、この方の意見に対してどうこうというよりは、むしろ、一般的に何でも書いてくださいと要求することは、ちょっとどうかかなという感想を持ちました。

○小泉委員長代理　ありがとうございました。

私もそういうふうに思います。やはり、ある程度、消費者も責任を持って、容器であれ食品であれ判断する能力が必要ではないかと思います。

もう一つ追加で、今、課長が説明されましたが、3ページのリスキミの働きかけなのですが、プラスしまして、食品安全委員会でDVDを約4つぐらいだったと思いますが、作成しております。これはなかなか評判がよろしいようで、配付できないものもあるかと思い

ますが、ホームページで見ることができるようですので、是非御活用くださればと思います。

それでは、その外に議事はございませんでしょうか。

- 小木津総務課長 特にございません。
- 小泉委員長代理 ありがとうございます。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして食品安全委員会第198回会合を閉会いたします。

次回の委員会は、7月19日木曜日14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。次回は委員長が司会をされます。

どうも失礼いたしました。終わります。